

令和3年第1回龍ヶ崎地方衛生組合管理者等会議（抜粋）

と き 令和3年1月29日（金）午後2時

と ころ 龍ヶ崎地方衛生組合会議室

1. 開 会

2. 管理者挨拶

3. 協議事項

(1) 令和3年第1回組合議会定例会提出予定案件

議案第1号 龍の郷・クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第2号 龍ヶ崎地方衛生組合職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 令和2年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号）

議案第4号 令和3年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算

(2) 龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について

(3) その他

4. 閉 会

1. 龍ヶ崎地方衛生組合管理者等会議出席者名簿

中山 一生	管理者(龍ヶ崎市長)
根本 洋治	副管理者(牛久市長)
藤井 信吾	副管理者(取手市長)
佐々木 喜章	副管理者(利根町長)
雑賀 正光	副管理者(河内町長)
寛 信太郎	副管理者(稲敷市長)
中島 栄	副管理者(美浦村長)
千葉 繁	副管理者(阿見町長)
吉田 宜浩	会計管理者

1. 事務局

荒井 久仁夫	事務局 長
杉山 晃	事務局 次長
風見 光三	総務課 長
木村 哲	施設課 長

午後1時55分開会

〔途中省略〕

○中山一生管理者 それでは、協議事項の3に移らせていただきます。

3組合統合・複合化の骨子案についてでございます。この件については、令和元年度から事務レベルでの協議をスタートさせていただいているところですが、今年度については、コロナの影響もございましたが、協議があまり進んでいないという状況ではございます。

しかし、協議を再開していかなければならないという思いもある中で、そのたたき台となる骨子案を事務局のほうで作成したということでありますので、この場をお借りして説明をさせていただき、それについても皆様から御意見をいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○荒井事務局長 事務局長の荒井です。よろしく願いいたします。

それでは、新組合の骨子案について説明をさせていただきます。

説明のほうですが、お配りさせていただきました資料7の新組合（3組合の統合・複合化）の骨子（案）概要版です。それと、添付資料になります。添付資料の別紙1から別紙5までございます。これらの資料を使用して行いたいと思います。少々お時間を頂くことになるかと思いますが、御了承のほうお願いいたします。

まず、新組合の組織機構の案ですが、資料7の1ページと添付資料の別紙1の新組合の

組織機構図案を御覧いただきたいと思ひます。

設立時期の計画につきましては、令和5年4月1日とさせていただきます。現在の3組合から円滑に移行できるよう、その時点での職員総数、役職者の人数、塵芥処理施設とし尿処理施設の維持管理業務、運転業務は外部委託を前提としております。

それに加えまして、点線で囲んでいる部分となりますが、塵芥処理業務施設の広域化、これは現在の龍ヶ崎市、利根町、河内町の1市2町による共同処理体制に牛久市と阿見町を加えた2市3町による共同処理体制をイメージしたところでは、新たに共同処理する事務といたしまして斎場事務、これは龍ヶ崎市、牛久市、阿見町、稲敷市、美浦村の3市1町1村による共同処理をイメージしております。

これらが複合事務組合となる新組合に移管された場合の執行体制をイメージして、この組織機構図を作成したものでございます。イメージした組織案では、事務局が局長以下30人、広域複合化推進プロジェクトチームが局長以下17人の計47人の体制案となっております。

また、新組合を健全かつ柔軟に機能させて、組織目標に一丸となって取り組んでいけるよう、また3組合の行政職係長以上の役職者、再任用職員は除きます。プロパー職員23人を予定しております。その職員の身分を保障し、職員個々の事務適性と能力に応じて、的確に人員配置ができるようグループ制を採用する案としております。

次に、2番の新組合の議員定数の案ですが、添付資料の2の1、A3判になっております。茨城県内一部事務組合、ごみ、し尿、消防等議会議員定数一覧表を御覧いただければと思ひます。

茨城県内の一部事務組合の状況ですが、衛生、塵芥などの3組合を除いた茨城県内のごみ処理、し尿処理、消防等を共同処理する一部事務組合27団体において、議員定数が最も多い組合は、この表の下から上に向かって4番目の筑西広域市町村圏事務組合の20人となっております。その次が、同じく下から2番目の茨城西南地方広域市町村圏事務組合の19人、その次が、下から3番目のさしま環境管理事務組合の18人となっております。

次に、別紙2の2、議員定数検討参考資料、3組合の関与及び分担金負担割合の状況を御覧ください。

これは、3組合で行っている事務事業の8市町村の関与の状況と令和2年度当初予算ベースとなりますが、3組合に対する8市町村の分担金の負担割合の状況が分かるよう一覧にまとめたものです。

また、一番下には、議員定数を検討する際の算出要素として、現時点の案として、(1)から(4)までの四つの要素を記載させていただきました。

新組合の議員定数が検討される際は、様々な要素が考慮されると思ひますが、参考までにこの一覧表を添付させていただきました。新組合の議員定数案ですが、具体的な数字を入れることはできませんので、別紙の7の1ページの(3)の下線部分になりますが、

定数（目安）につきましては、統合・複合化のコストメリットを生み出すため、3組合の議員総数61人の半数程度を基本として、3組合の議会と構成市町村の議会が良好な協力関係を築きながら協議を進めるものとし、表現をさせていただいたところです。

また、新組合に塵芥事務の広域化や斎場事務が移管されることとなった場合の議員定数への配慮に関する事項を（4）と（5）に記載をさせていただきました。

次が、3番の新組合議会の運営体制についてです。

2ページをお開きください。また、添付資料の別紙3になります。

新組合議会の構図でございます。別紙3の資料ですが、新組合では、議会に議会運営委員会、常任委員会、そして特別委員会が設置されることをイメージして作成しております。これら新組合では、3組合から引き継がれる事務事業に係る議案がまとまって上程されることが見込まれていますことから、議案等の件数が増え、議案質疑が増えることが予想されます。また、一般質問の対象となる事務事業の範囲も広がり、質問者も増えることが予想されます。会期も、現在の1日では厳しいのではないかと考えまして、新組合議会では、議会運営委員会と常任委員会の設置が必要と考えたところです。

また、塵芥処理の広域化が新組合に引き継がれた場合には、事業が計画ベースに乗って本格化する時期がいずれくることが想定されますので、この事業に特化して審議する特別委員会を表記したところです。

定数については、丸印で空欄とさせていただいております。

次は、4番、新組合の設置に伴う分担金のあり方の案についてです。

新組合が設置された場合に所管することとなる議会費、総務費、広域消防、緊急通報センター、水防、ごみ処理及びし尿処理の各事務事業に係る構成市町村の分担金につきましては、これまでの分賦金割合を踏襲した金額とすることを基本としております。

しかしながら、新組合の議会費及び総務費に係る取手市の分担金についてであります。ただいま申し上げました新組合が所管する事務事業との関係において、取手市が利益を受ける事務事業は、し尿処理事業に限られ、関与の度合いが他の構成市町村との比較においても低いことから、一定の配慮が必要ではないかと考え、その旨を記載させていただいたところです。一定の配慮、例えばということで、均等割相当分のみを上限とした分担金とするというようなことが必要ではないかというふうに考えるところです。

なお、新組合にごみ処理事業の広域化と斎場事業の2事業が移管されることとなる場合は、その利益を受ける構成市町村との協議により、改めて分賦金割合を定めるとしているところです。

次は、5番、特別会計の設置案についてです。

新組合が行うこととなる事務事業は、現在3組合で行っております。先ほど申し上げました五つの事務事業がそのまま引き継がれることとなります。この五つの事務事業に係る経費については、事務事業単位に会計処理を的確に把握するとともに、健全で効率的な財

政運営に資するため、一般会計から区分し、複数の特別会計、例えば仮称ですが、消防事業等特別会計、水防事業特別会計、ごみ処理事業特別会計、し尿処理事業特別会計の四つの特別会計によって管理することが肝要と考え、その旨を記載したところです。

なお、新組合にごみ処理事業の広域化と新たに斎場事業の複合化に関する事務事業が移管されることとなる場合には、当該事務事業に係る経費についても、特別会計、これも仮称になりますが、新ごみ処理場建設事業特別会計、斎場事業特別会計によって管理するとしております。

次は、3ページのほうになります。

6番、新組合設立時の事務局職員の身分等の処遇案です。消防職員は除きます。

新組合設立時の職員の身分等の処遇は、新組合設立時の前年度までにおいて、3組合がそれぞれの組織のもとで、事務局長のポストをはじめ、全ての役職ポストにプロパー職員を配置していることを、取りあえずは前提に新組合の組織機構案のもとで整理するとしております。

その場合、上位職から下位職に異動する職員、例えば3組合の3人の事務局長のうち、2人が下位職に移ります。組織機構案で申し上げますと、事務局次長、クリーンセンター所長、クリーンプラザ所長または参事職、何々担当スタッフ職になろうかと思えます。こういった職に異動することになります。こういった異動を事務局長ポストのみに抑止できるよう、新組合の設立時の前年度までに行う3組合それぞれの人事異動においては、新組合の組織機構案を念頭に十分留意して行うとしています。例えば、単独の事務局次長を置かないで、課長職との兼務職とするというようなことを考えたところです。

次は、7番、新組合設立時の職員給与についてです。

消防職にも言及をさせていただいております。

まず、給料体系ですが、組合運営が構成市町村の分担金で成り立っていることを踏まえまして、現在、消防職は8級制を採用しておりますが、行政職、消防職とも構成市町村の最上位の給料体系と同じ7級制とすることを基本とするとしております。

また、管理職手当や期末勤勉手当、地域手当等については、引き続き龍ヶ崎市に準ずることとしておりますが、組合運営が構成市町村の分担金で成り立っていることや厳しい構成市町村の財政状況を踏まえまして、行財政改革の観点から、諸手当の抑制、削減策を講じることを検討するとしていただいております。

次は、8番、事務局職員の任用、採用方針案についてです。

まず、新組合の事務局職員の定数ですが、設立時点、先ほど申し上げましたように、令和5年4月1日を目標としております。設立時点の3組合の行政職職員33人に、広域・複合化推進プロジェクトチームに従事する構成市町村の職員12人と斎場を所管する他組合の職員2人のほか、再任用職員3名を考慮し、総数50人程度を当面の定数上限としているところです。

また、設立後の職員の退職等に伴う補充につきましては、原則として職員定数50人の範囲で行うものとし、若年層、中間層、高齢層の職員の年齢構成等のバランスや新規の事務事業の質、量に配慮しながら、任用の是非を判断するとしております。

なお、定年退職者の推計等を行いまして、新組合の設立後、少なくとも2年間は職員の新規採用を見送る一方で、設立後向こう10年間で13人を目安に職員の新規採用や再任用職員の任用を行うとしております。

また、新組合に塵芥事務の広域化に関する業務が移管された場合において、業務が計画ベースに乗り本格化する場合には、知識と経験が豊富な構成市町村の職員をプロジェクトチームに登用し、補強を行うことを基本としております。

4ページをお開きください。

なお、新組合設立の意思決定が正式になされた場合は、仮称、新組合事務局人員管理計画を策定するとしておりまして、その場合の策定体制でございますが、新組合の設立に至るまでは衛生組合が、設立後は新組合の事務部門、総務担当が行うこととしております。

次は、9番、施設の運転業務の外部委託案についてです。

塵芥組合施設の運転業務については、既に民間委託により行われているところですが、衛生組合し尿処理施設の運転業務は、組合職員によって直営で行われております。その運転業務の外部委託ですが、新組合設立の意思決定が正式になされた後、1年から2年の準備期間を設けて、全面的に移行させるとしています。

また、外部委託への移行事務につきましては、新組合の設立までは衛生組合が行い、設立後も移行事務が継続している場合は、新組合の事務部門が行うといたしております。

外部委託の更新、現時点では塵芥処理組合施設が対象となりますが、この更新に関する事業も、ただいま申し上げました内容に準じて行うこととしております。

次は、10番、新組合管理運営システムの構築案についてです。

新組合の設置に伴う組織の管理運営に関する新たな事務に関して、その利便性向上と業務の効率化を推進するためのイントラネットシステム、庶務事務勤怠管理システム、文書管理システム、財務会計システム、人事給与システムの五つのシステムの構築について記載をしております。

まず、イントラネットシステムですが、このシステムは、稲広組合で現在使用しております。そのイントラネットシステムを、クリーンプラザ、塵芥とクリーンセンター、衛生組合、この二つに拡充することとしております。

また、イントラネットシステムの拡充に併せて、新組合の管理運営に有効な庶務事務勤怠管理システムと文書管理システムを、新組合システム構築導入プランに反映させて順次導入するとしております。

財務会計システムにつきましては、3組合とも同じベンダーのシステムで既に稼働している現状を踏まえまして、稲広組合の同システムに衛生組合と塵芥組合の財務会計データ

を取り込むことにより整理するとしております。

また、人事給与システムにつきましては、新たに構築導入する手法は取らずに、稲広組合が人事給与事務を外部に委託し処理している現状を踏まえまして、衛生組合と塵芥組合の人事給与事務を当該委託業務に追加し、処理するとしております。

これらのシステムの構築導入等につきましては、新組合設立の意思決定が正式になされた後、構成市町村の情報化推進プランや情報システム調達ガイドライン等を参考に、新組合システム構築導入プランを策定し、優先順位を付して進めるとしております。

なお、システム構築導入プランの策定と構築作業は、新組合の設立までは3組合の職員で編成するワーキングチームで、設立後は新組合の事務部門がプロジェクトチームを編成するなどして行うとしております。

5 ページをお開きください。

次は、11番、正副管理者の報酬案についてです。

別添資料の別紙4をお開きください。茨城県内一部事務組合正副管理者報酬額一覧表になります。

この一覧表ですが、管理者の報酬額を基準に、報酬額が高い順に上から掲載をしております。この表の上から4番目から6番にかけて3組合の記載がありますが、現行の3組合の正副管理者の報酬額は、県内28の広域組合等の平均値、この表の一番下に記載してございますが、その平均値を大きく上回る数字になります。

したがいまして、骨子案では、3組合の統合・複合化によるコストメリットを最大限に引き出すため、また、今後さらに厳しさを増す構成市町村の財政状況、特に歳入環境を考慮し、行財政改革の観点から、現行の報酬額を一律〇〇パーセント削減する減額改定を行うか、または期限つきでの臨時的な減額措置を講じるとしております。

次は、12番、議員報酬額についてです。

添付資料の別紙5、茨城県内一部事務組合議員報酬額一覧表になります。

この一覧表ですが、議長の報酬額を基準に、報酬額が高い順に上から掲載をいたしております。この表の中ほどに、上からですと10番目から12番目に3組合の記載がございます。現行の議員の報酬は、県内28の広域組合等の平均値、この表の一番下に金額が記載してございますが、その平均値とほぼ同一水準にあることから、これを据え置くことを基本とするとしております。

ただし、新組合設立に至るまでに構成市町村の財政状況、特に歳入環境が悪化した場合には、正副管理者同様に、行財政改革の観点から現行の報酬額を一律〇〇パーセント削減する減額改定を行うか、または期限つきの臨時的な減額措置を講ずるとしております。

次は、13番、新組合事務局の事務所、本部機能についてです。

新組合の事務所、本部機能は、現在の稲広組合本部と同じ龍ヶ崎市内の庁舎に置くことが理想ですが、その施設は建築後40年を経過し老朽化が進んでおります。また、同施設に

入っている消防本部の機能強化、緊急通報センター指令室の設置によりまして、手狭な状況にあります。

新庁舎の建設計画も現時点では具体化されておられませんことから、暫定措置として、一定期間、新組合事務局の事務所、本部機能を他の施設に置く必要が生じます。その暫定措置として、一定期間、新組合の事務所、本部機能を置く施設につきましては、現時点では龍ヶ崎市役所附属棟、令和4年度に愛宕中学校との統合で廃校が予定されております城南中学校の施設、そして塵芥処理組合施設の3か所をその候補とするとしているところです。

最後になります。14番、新組合の名称についてです。

参考までに提示をさせていただきましたが、新組合の名称につきましては、稲広組合に衛生組合と塵芥組合が吸収される形で新組合が設立されるのか、または全く新たな組合として設立されるのか、その統合の方針によりまして名称の考え方が決まってくるものと考えているところです。

説明は以上で終わります。

○中山一生管理者 お時間を頂きましたが、ただいま説明をいただいたところでございます。

14項目についての課題が提出されておりますが、骨子案、たたき台ということでもございますので、御意見を交わしていただければ、今後のたたき台にしていいただければと思いますが、この場でも何か不明な点、御質問等ございましたら、御意見、御質問をお願いしたいと思います。

○中島 栄副管理者 塵芥広域化の推進チームの中には、牛久、阿見町、塵芥組合の職員で構成されるところに書いていて、斎場複合化推進チームの中には、稲敷市と美浦村及び牛久、阿見町の斎場組合、こういうふうに入って、江戸崎衛生土木組合の職員をもってというふうにつないでいるけど、何で稲敷市と美浦の塵芥のほうは省いてあるの。

○荒井事務局長 取りあえず、管理者が同じ中山管理者である、その……。

○中山一生管理者 いや、だって、恐らく更新したばかりなので、まだ多分この塵芥と付くよりも延命化、延命化というか、更新の時期がちょっと違うということで、ここには書いていないのかもしれませんが。これは当然入れるべきところだと、衛生土木も。

○中島 栄副管理者 いや、これは、江戸崎衛生土木は、塵芥と斎場も同じでやっているの、それを切り離して考えようというのは、それはおかしいこと……。

○中山一生管理者 そういうことではないです。

○中島 栄副管理者 おかしいことになると思うんだよね。だから、本来は、一緒にしようというときには、中でどういうふうな割合になるか、市町村の負担が増えるので今回は離れようというなら分かるけれども、大きくなるから、多分、負担は少なくなるのは当たり前になるので、それは各市町村の負担料に、金銭的なことは説明をすべきであって、組合の現状は、江戸崎衛生土木は塵芥と斎場も両方一緒にやっているのに、塵芥のほうは入

っていないくて、斎場のほうは含めるようなそういう考え方というのは、どこから発想があったのかなど。管理者が中山市長だから、そっちの関連といっても、斎場は、管理者、中山市長じゃない。

○中山一生管理者 もともと、この塵芥、ごみ処理の事業については、やっぱりこのエリアで4施設ある、将来それをどうしていくかということを考えると、当然、衛生土木も入ってこななければならないと思いますので、これは修正した上で、またこの骨子案に……。

○中島 栄副管理者 確かに、塵芥もそういう焼却施設もそれぞれあるけれども、それは一つでは困っちゃうから、二つか三つあって、ごみの量が少なければ、一つは休ませておいて、壊れればそこを動かすけれども、たまたま江戸崎の処理施設が駄目なときは、阿見町にお願いしたり、牛久市にお願いしたり、龍ヶ崎市にお願いをして何とかやっているんですけれども。それを何十年か使うと、20年ぐらい使うと、そういう施設も壊れてくることになるので、一つがいいとか二つでやれるなという部分ではないと思うんだけど。

そういうことも踏まえて、できれば、こうやって稲敷広域、取手市もいるけれどもやってきたので、話を持って行って、圏域の負担を少しでもこうなると減らせるんだよという案を出してもらおうと、相談は幾らでも、自分も負担が減ったほうがいいわけなので。だから、ここにこうやって書かれちゃうと、斎場は入ってもいいけれども、塵芥はおまえのところに建てているんだから、そこでやれよというわけにはいかないでしょう、これ。

○中山一生管理者 おっしゃるとおりです。これは修正をさせていただきながら、再度協議を。

○中島 栄副管理者 いや、私だけの意見じゃなくて、稲敷市長もいるので、そういうこともあって、美浦だけで決めることではないんだけど。だからその辺は、この協議の中に入るのは入れてもらって、その中でいろいろな意見で負担が増える負担では、いや、ちょっと一緒にはできないよねと判断するかしないかだと思うんだよね。

○中山一生管理者 その辺は、そういう方向を目指していかなければならないということで始めた取組だと思いますので、その辺は修正しながら、ひもづいて、この骨子案に従って協議を進める。

○藤井信吾副管理者 また別の観点の話ですけれども、別紙2の2という紙を頂きました。取手については、衛生だけだからいいということで御配慮いただいたということでありがとうございます。別紙2の2のこの紙についてなんですけれども、衛生組合の事業費を見るときに、令和2年というのは特殊な年でした。ハードの基幹改修みたいなのをやる特殊な年で、工事費の部分が、国の特別交付金からも含めてなんですけれども、膨らんでいるので、実際の令和5年からの分担金を計上するときは、令和2年みたいな年じゃなくて、通常のランニングで回していた年の数字で見ていただかないと、衛生組合のボリュームだけじゃちょっと多く見えちゃうかなということで、ぜひお願いします。

○中山一生管理者 これは参考になりますので、実は、塵芥も例年とは違うんですよね。

ですから、これは参考にしかならないと思います。平準化した中で、考えていかなきゃいけない。

○根本洋治副管理者 これは、牛久は水防入っていなかったっけ、負担金。そっか、利根川水系か。藤井さんところ、利根川水系か。水防、利根川水系と二つあるからね。あともう一つ、いろいろ問題があるところ、定員だと思うんだよね。いろいろな思惑があって、これはなかなかまとまらないんじゃないかなというのがある。これは定数、約30。

○中山一生管理者 議員定数ですね。

○根本洋治副管理者 議員定数ね。

○中山一生管理者 これ難しいですね。

○根本洋治副管理者 これ、いろんな綱引きがあつてね。

一つの案ですよ。八つの市町村あるでしょう。例えばの話ですけれども、全て3を割り当てる。そうすると24。そして市に1個ずつ、市は四つで全部ですよ。そうなると、決めたいところで、俺が幾つだというと、いや、5くれとか、そういうことが始まっちゃったら、これは本当にね。

○中山一生管理者 稲広も阿見さんが広域化するに当たって、非常にいろいろな議論があった中で、今、皆さん、それぞれ我慢するところは我慢しながら今の状況にもなっているので、きっと同じようなことになるんじゃないかと思うので。

○根本洋治副管理者 よっぽど数字とか言ってやっていかないと。何かそういう決めるところは決めちゃわないと、議員さんに話してもなかなか。

○中山一生管理者 ある程度、こちらから示していった中で、議員さんで調整してもらおうような形にはなると思うんですけれども。ただ、あまりこっちはかり、議会が決めるべきことなので。

○根本洋治副管理者 だから、事務局案として、三つぐらい、もっと四つぐらい、その中で、30以内のことだね。

○中山一生管理者 今回、実は、事務局は案はつくってきたんですけれども、これさらすと大変になると思って、出さなかったんですよ。稲広と衛生は8と7なので、ある程度数は違うんですけれども、どうしても塵芥って、8分の3というところが、どうしてもいびつになってしまいますので、そこの特別議決の問題が解決できればそんなに難しくないのかなと思うんですけれども、その辺も含めて、また、こちらとしてもいろいろ勉強させていただいて、その中で議会のほうにも案を示していければいいかなと思います。その際には、ぜひお口添えをよろしく願いいたします。

いずれにしても、例えば稲広、衛生で議会に議員を出してくるのが、半分ぐらいいるので、派遣議員の数は減っちゃうんですよ、各市町村議会では。その辺が嫌だなんていう議員さんもいるかもしれません。納得してもらえないんでしょうけれども。

○根本洋治副管理者 だから、これも要は、人口割合とか、それから負担金割合だとか決

めないほうが良いと思うんだよね。要するに、地域の問題だから。

○中山一生管理者 その辺は、うまくいろいろ考えて、行けるところというのはあるんじゃないかと思っています。

○藤井信吾副管理者 あと、もう一個言っただい。

○中山一生管理者 はい。

○藤井信吾副管理者 別に、報酬減らされたら減らされたで仕方ないけれども、基本的に認識してもらいたいのは、一部事務組合の管理者報酬とかというのは、まず西高東低という言葉があつて、西日本を見てごらん、これの倍ぐらいもらっているから。それが一つ。

それから、もう一つが考慮に入れなさいいけないのは、管理者側報酬とそれから議員側報酬、これ本来、大体10対6とか、半分ぐらいのふうになっているところも多いんだけど、全国的には。茨城県は、どういうわけか、何か長側と議員側が一緒だったりするのも結構あると思う。でも、その辺の水準がどうなのかとか、なおかつ、35年ぐらい前と比べたら、ひょっとすると35年ぐらい前のほうが報酬額が多かつたりしている。つまり、そういうふうにな世の中がどんどんベアがある中で、我々、地方首長の報酬というのは何十年も塩漬けだからね。だから、それで単に平均値をつけて、高いから合わせろみたいな発想は、全体の方向性を見失うから、ここを下ろしたところで大した額にもならないけれども、子供のお年玉みたいな金額でどうこう言っている場合ではないので。僕ははっきりそれを申し上げておくよ。西高東低で全然違うから、水準。東の人たちは我慢し過ぎだから。

○中山一生管理者 それは勉強させていただきますので。ただ、これについて思ったのは、鹿島地方事務組合がうらやましい。

○藤井信吾副管理者 削るんだつたら、ここも削つていいから。中山一生さんはまだこれから学校に行かせなさいいけないから。

○中山一生管理者 今の御意見は重く受け止めさせていただきますので。

○中島 栄副管理者 県南水道企業団も大きいじゃない。

○中山一生管理者 企業団というのもあるので。企業団つてほかに何があるの。もっとあるのかと思ったから。

○荒井事務局長 すみません。ほかに二つほど企業団はあるんですけども。すみません、計上を忘れております。

○中山一生管理者 そこは参考に見てください。

○根本洋治副管理者 ちなみにこの前行つた仙台、あれは議員定数幾つだつたつ。随分前だけだ。

○中山一生管理者 大崎広域。

○根本洋治副管理者 あれ、結構いろいろな五つぐらいあつたよね、事業ね。

○中山一生管理者 そうですね。

○根本洋治副管理者 ついでに報酬なんかも。違うか。

○中島 栄副管理者 まあいいけどさ，藤井さん，ひたちなかとかゼロだよ。

○中山一生管理者 今後もいろいろ協議を進めていく，たたき台になるものだと思いますので，今後もまたこういう機会もあると思いますので，ぜひいろいろ御意見をいただければと思います。

取りあえず，よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中山一生管理者 次に，その他もちょっとあるようですので，次のほうに移らせていただいて。

〔以下省略〕

午後 3 時 3 5 分閉会